

### Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

#### 【内閣委員会】

#### ○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、人事院の国会及び内閣に対する令和5年8月7日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定並びに在宅勤務等手当の新設を行うとともに、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲の拡大を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 全ての俸給表の俸給月額を、初任給を始め若年層に重点を置きながら引き上げること。
- 二 期末手当及び勤勉手当の支給割合を年間0.05月分ずつ引き上げること。
- 三 在宅勤務等手当を新設し、住居その他の場所において、正規の勤務時間の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、月額3,000円を支給すること。
- 四 職員の申告を考慮して勤務時間を割り振る制度における勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大すること。
- 五 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、三は令和6年4月1日から、四は令和7年4月1日から施行し、一は令和5年4月1日から適用すること。

#### ○特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。
- 二 内閣総理大臣等の特別職の職員（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間0.1月分引き上げること。

三 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一は令和5年4月1日から適用すること。

## ○官報の発行に関する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 官報の発行主体について、内閣総理大臣が官報の発行を行うことを定めること。
- 二 官報の掲載事項について、法令の公布等は官報をもって行うことを定めるとともに、その他官報に掲載しなければならない事項等について定めること。
- 三 官報の発行の方法等
  - 1 官報の発行は、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が官報掲載事項について閲覧し得る状態に置く措置をとることにより行うこと。
  - 2 1の措置は、必要かつ適当な期間、継続して行うこととするほか、官報掲載事項のうち法令等については、当該期間の経過後においても引き続いて、公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとること。
  - 3 自動公衆送信により送信される情報については、サイバーセキュリティに関する措置として、当該情報が内閣総理大臣の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置等をとること。
- 四 インターネットを利用することができない者への配慮の措置として、電子計算機の映像面で官報掲載事項を閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、求めに応じ、官報掲載事項を記載した書面を交付する措置をとること等を定めること。
- 五 災害等の事情が生じた場合において、書面の官報を掲示することにより官報の発行を行うことを定めること。
- 六 官報の発行をした後の公文書館への移管、官報掲載事項を記載した書面の交付等に係る業務の委託、内閣総理大臣以外の者が官報掲載事項を記録したデータベースを構成する場合における内閣総理大臣の承認等、必要な事項について定めること。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ○官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、官報の発行に関する法律の施行に伴い、独立行政法人国立印刷局法について独立行政法人国立印刷局の目的及び業務の範囲の見直しを行う等関係法律の規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人国立印刷局法について、目的及び業務の範囲の変更等関係規定の整備を行うこと。
- 二 鉄道抵当法その他の関係法律について、官報が紙の印刷物であることを前提とした規定の改正を行うこと。
- 三 内閣府設置法及び復興庁設置法について、関係規定の整備を行うこと。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に関する法律の施行の日から施行すること。